

事務連絡
令和 2 年 4 月 3 日
(医療管理・情報管理課扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会
新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお願い

平素より本会会務運営に特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記感染症拡大問題については、3 月 30 日付の事務連絡にてお知らせをしたところですが、その後も拡大は広がる状況が続いております。このことを踏まえて、特に感染拡大の大きな地域の歯科診療所等には次のことをお願い致します。

尚、各地域により感染拡大の状況は大きく異なることから、地域の実情、歯科医療機関の体制に即して対応をご検討頂ければ幸いです。また、今後の更なる爆発的感染拡大にも備えて頂ければと存じます。

1. 緊急性が少なく、延期しても問題が少ない治療、定期健診、訪問診療等は延期もご検討ください。

ただし、例えば歯周病等の重症化予防のための定期管理が延期されることは、全身状態の悪化にも繋がることから、延期の際には、電話等で患者さんに必要な指導を行い、指導内容等は記録に留めるようお願いいたします。訪問歯科診療についても同様です。特に介護施設や在宅等で、歯科口腔衛生状態の低下による誤嚥性肺炎の発症等が懸念されますので、電話等での施設、患家との連携、指導等もお願いいたします。

2. 診療を行う場合は、不顕性の感染者の来院があることを想定し、次のことにご留意ください。

- 1) 学会等の見解を踏まえ、エアロゾルの発生する切削器具、スケーラー等

の使用については最小限にとどめると共に、有効とされている口腔外バキュームの併用、ラバーダム等の活用をお願いします。

※エアロゾルへの対応については、日本歯科医学会連合並びに日本歯科口腔外科学会からも見解が示されました。

- 2) 感染の疑いのある患者さんの識別に向け、受診者に対しての検温も行うとともに「味覚障害」「嗅覚障害」の症状も参考としてください。
- 3) 待合室の待機患者数を減らすようアポイント調整をお願いするとともに、待合室、診療室の換気の徹底をお願いします。

歯科医療現場では、これまで歯科診療所を核とした感染拡大の報告がなく、これは困難な状況下で全国の歯科医療機関が精一杯の対応をされている結果と、心から感謝申し上げます。

特定の地域限定であっても、歯科医療の縮小による国民の全身の健康への影響を懸念いたしますが、更なる感染機会の増加を防ぎ、歯科医療機関スタッフの健康と生命を守り、コロナウイルス感染終息後の地域の歯科医療、歯科口腔保健提供体制の維持の為に、何卒ご理解とご協力をお願いします。